

令和7年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

令和8年8月12日現在

法人名称	実施日	改善指導の内容	改善状況
常葉福社会	R7.9.18	なし	—
初倉厚生会	R7.10.16	評議員及び監事について、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認できない者がいるので、是正すること。	改善済
		評議員会の日の1週間前(中7日間)までに招集通知を発出すること。	改善済
		定時評議員会は、理事会から2週間(中14日間)を空けて開催すること。	改善中
		理事会の日の1週間前(中7日間)までに招集通知を発出すること。	改善済
大心会	R7.11.20	定時評議員会は、理事会から2週間(中14日間)を空けて開催すること。	改善中
初倉福社会	R7.12.18	評議員の報酬等は無報酬とする場合には、その旨を定款で定めること。	改善中
		理事・監事の報酬等は無報酬とする場合には、その旨を定款又は評議員会の決議によって定めること。	改善中
島田市社会福祉協議会	R8.2.10	なし	—

＜改善状況＞

改善済：法人からの報告、書類等で改善が確認できたもの

改善中：法人からの報告、書類等で改善に着手済又は着手の意思表示を確認できたもの

未改善：改善の着手の意思表示が確認できないもの